

## 盛岡市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指針

私たちのまち盛岡は、緑と清らかな水に恵まれた自然環境と、長い伝統や文化に育まれた歴史的環境とが調和し、豊かで良好な環境が今に引き継がれている。

市では、これまで平成16年に地域新エネルギービジョンを、平成23年には地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を定め、再生可能エネルギーの普及啓発に努めてきている。

その中で大規模な再生可能エネルギー発電設備については、自然環境及び歴史的環境への影響が懸念され、国においては平成29年にガイドラインを制定したところである。

良好な自然環境及び歴史的環境を保全し、将来の世代へ継承していくことは市の重要な責務であることから、豊かで良好な環境の保全に配慮された再生可能エネルギー発電設備の設置推進に向け、地域住民と事業者との相互理解のもと、自然環境及び歴史的環境と調和した発電設備の設置を促すことを目的にこの指針を定める。

### 1 位置付け

本指針は、再生可能エネルギー発電設備の導入促進に当たり、盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例（昭和46年条例第50号）第2条の規定により、自然環境及び歴史的環境の適正な保全を図るために定めたものである。

### 2 対象設備

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項の「再生可能エネルギー発電設備」のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第3項の「事業用電気工作物」であるものを対象設備とする。

### 3 対象地域

市内全域とする。

### 4 市の対応

次に掲げる事項について事業者に対し強く求め、これらを踏まえた必要な意見を述べる。

- (1) 再生可能エネルギー発電事業計画は、市の自然環境及び歴史的環境の保全に十分配慮すること。特に事業計画地の選定については、これらに調和したものとなるようにすること。
- (2) 地域に対して速やかに再生可能エネルギー発電事業計画の内容を説明会の開催により周知するとともに、意見聴取を行い、適切に対応すること。
- (3) 地域からの疑義や不安を解消するための方法として、地域又は市と協定書を締結すること。
- (4) 関係法令等を遵守するほか、次の事項に十分配慮すること。

#### ア 自然環境・景観に関すること

- (ア) 周囲の自然環境への影響を考慮するとともに、景観との調和を図るため、敷地内の良好な樹木等を極力保存し、活用するよう配慮するほか、緑化や色彩に配慮すること。

- (イ) 再生可能エネルギー発電設備は、付属する電気設備、構造物等についても、その色彩を、周囲の景観に調和するよう配慮すること。また、太陽光発電モジュールについては低反射のものを使用するよう配慮するとともに反射光等への対策について地域住民に説明すること。
- (ウ) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする場合は、土砂の敷地外への流出等がないよう、周辺環境に配慮した適切な設計及び施工をすること。
- (エ) 設置は、騒音、粉じん、振動、汚水等の発生に十分留意して施工し、稼働中においても同様とすること。
- (オ) 再生可能エネルギー発電設備の柵塀等により、道路の見通しに支障がないよう配慮すること。

#### イ 運用・管理に関すること

- (ア) 再生可能エネルギー発電設備に係る異常の発生、地域住民等から破損等の連絡があった場合は、速やかに現地を確認するとともに、市に連絡すること。その後、現地の状況及び講じた措置等についても同様に報告すること。
- (イ) 定期的な保守点検の実施はもとより、除草、清掃等を行い、敷地内を適正に管理すること。
- (ウ) 事業が終了した際には、再生可能エネルギー発電設備の撤去をはじめ、適切な処理を行うこと。

## 5 指針の適用

本指針は、平成30年2月19日から適用する。